

# 中川・綾瀬川流域水害対策協議会 規約

## (名称)

第1条 本会議は、特定都市河川浸水被害対策法第6条の規定に基づき組織し、「中川・綾瀬川流域水害対策協議会」（以下「協議会」）と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量及び洪水発生頻度の増加や、流域における市街化の進展、保水・遊水地域の減少等により、浸水被害が著しい中川・綾瀬川流域において浸水被害の防止を図るため、流域水害対策計画（以下、「計画」という。）の策定及び変更に関する協議及び計画の実施に係る調整を行うことを目的とする。

## (構成)

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。なお、必要に応じて代理を置くことができるものとする。

- 2 協議会の座長は関東地方整備局長が務める。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は座長が行う。
- 4 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。

## (実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 計画の策定及び変更に関する協議。
- 3 計画の諸施策等の実施に係る調整及び実施状況の共有。
- 4 その他、上記計画に関して必要な事項

## (公開)

第5条 協議会は原則公開とし、協議会に提出された資料及び協議会から報告された資料等は速やかに公表する。ただし、特段の理由があるときは、協議会に諮り、協議会及び資料等を非公開とすることができる。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。
- 3 前1項ただし書の場合においては、その理由を明示する。

## (実務者会議)

第6条 協議会は、第4条の実施事項を行うにあたり、協議会の下に実務者会議を設置する。

- 2 実務者会議は、協議会の構成員が属する組織の者により構成する。
- 3 実務者会議は、原則として非公開とし、実務者会議の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。
- 4 本規約に定めるもののほか、実務者会議の運営に関し必要な事項は、実務者会議が定める。

(部会)

第7条 実務者会議は、必要があると認めるときは、実務者会議の下に部会を設置することができる。

- 2 部会は、実務者会議の構成員及び構成員が属する組織の者により構成する。
- 3 部会は、原則として非公開とし、部会の結果を実務者会議を通じて協議会へ報告することにより公開とみなす。
- 4 本規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 協議会の事務局は、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所計画課、茨城県土木部、埼玉県県土整備部、東京都都市整備局に置く。このうち、代表事務局を国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所計画課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

(附則)

規約は、令和6年8月22日から施行する。

## 中川・綾瀬川流域水害対策協議会 組織

&lt; 地方公共団体の長・河川管理者・下水道管理者 &gt;

組織名	役職	備考
国土交通省関東地方整備局	局長	座長
茨城県	知事	
埼玉県	知事	
東京都	知事	
	下水道局長	
五霞町	町長	
さいたま市	市長	
熊谷市	市長	
川口市	市長	
	上下水道事業管理者	
行田市	市長	
加須市	市長	
春日部市	市長	
羽生市	市長	
鴻巣市	市長	
上尾市	市長	
草加市	市長	
越谷市	市長	
桶川市	市長	
久喜市	市長	
北本市	市長	
八潮市	市長	
三郷市	市長	
蓮田市	市長	
幸手市	市長	
吉川市	市長	
白岡市	市長	
伊奈町	町長	
宮代町	町長	
杉戸町	町長	
松伏町	町長	
足立区	区長	
葛飾区	区長	
江戸川区	区長	

< 関係機関 >

組織名	役職	備考
財務省関東財務局	管財第一部長	
農林水産省関東農政局	農村振興部長	
環境省関東地方環境事務所	事務所長	
気象庁東京管区气象台	気象防災部長	
独立行政法人水資源機構 利根導水総合管理所	管理所長	